

令和 9 年度福島労働局電力需給契約仕様書（低圧）

1. 概要

- (1) 件名 令和 9 年度福島労働局電力需給契約（低圧）
- (2) 需要場所 別紙 5 「供給官署所在地一覧」 のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

- (1) 各受電場所にかかる予定契約電力及び予定使用電力量
別添 1 「需要場所の仕様及び月別使用電力量」 及び
別添 2 「月別使用電力量内訳」 のとおり。
- (2) 需給地点及び電気工作物の財源分界点
別紙の重要場所における発注者の施設の低圧電力の引込点の一般電気事業者の
架空引込線と発注者の開閉器電源側との接続点
- (3) 保安上の責任分界点
需給地点及び電気工作物の財源分界点に同じ。
- (4) 供給電気の種類等
供給先各官署に対する供給電力のうち、「RE100 TECHNICAL
CRITERIA」 の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が
40%以上を満たすこと。また、その環境価値については発注者に移転した
こととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」 の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

3. 使用期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時まで

4. 電力量等の検針について

別添 1 「需要場所の仕様及び月別使用電力量」 のとおり。

5. その他

- (1) 使用期間中の力率は 90%を保持する予定。

- (2) フリッカ発生機器等の負荷設備は、有していない。
- (3) 非常用自家発電設備は、有していない。
- (4) 電力の供給を行うにあたって、新たに設置・変更等を要する設備がある場合について、その費用は電力供給業者が負担する。
- (5) 受注者は電力等の検針に必要な機器の準備、交換作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整すること。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (7) 再生可能エネルギー電気確認資料
乙は、契約年度における電力供給が終了後翌月末日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添3「特定電源割当証明書」を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添3「特定電源割当証明書」提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載された情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- (8) この仕様書に定めのない供給条件については、別途協議するものとする。